

○寄宿舍舎則

昭和 28 年 1 月 22 日

大学評議会決定

1 名称・所管

第 1 条 関西学院寄宿舍は成全寮・静修寮・啓明寮及び清風寮の 4 寮からなる。

第 2 条 本寄宿舍は関西学院大学学生生活動支援機構(以下「機構」という。)の所管に属し、本大学学部(大学院学生を除く。)の学生を入舎させる。ただし、清風寮には女子学生を入舎させる。

2 総則

第 3 条 本寄宿舍は建学の精神であるキリスト教主義に則り互いに協力して自治の美風を発揮するように営まれねばならない。

第 4 条 本寄宿舍は各寮に舎監及び寮母を置く。ただし、清風寮寮母に関しては別に定めるものとする。

2 舎監は舎生の生活全般について配慮し舎生を指導・助言する。

3 寮母は舎生の日常生活諸般の事項について親しく配慮する。

第 5 条 本寄宿舍には舎生の自治を完うさせるために舎生の選挙する寮長その他の委員を置き、寮長及び委員は円滑なる寮生活の運営に当たるものとする。

3 入舎・退舎

第 6 条 入舎しようとする者は、所定の入舎願を定められた期日までに副機構長(学生部長)に提出するものとする。

第 7 条 入舎は前条の者の中から舎監寮長の合議の上推薦した者から副機構長(学生部長)がこれを決定する。

第 8 条 入舎の許可を受けた者は入舎証書を提出し必要な手続を遅滞なく完了するものとする。

第 9 条 退舎しようとする者は、退舎願を舎監を通じ副機構長(学生部長)に提出し副機構長(学生部長)は舎監と合議の上これを退舎させることができる。

第 10 条 寄宿舍舎則にもとり義務を怠る者あるときは副機構長(学生部長)、舎監及び寮長合議の上これを退舎させることができる。

第 11 条 保健館長が保健衛生上の理由から退舎を必要と認めた者あるときは、副機構長(学生部長)は寮長との合議の上退舎させなければならない。

第 12 条 入舎は毎年学年始、退舎は毎学年末とする。ただし、欠員ある場合の補欠入舎及び止むを得ない理由による退舎はこの限りでない。

4 舎内規律

第 13 条 舎生はキリスト教精神を体し本寄宿舍のよい伝統の形成に寄与するように努めねばならない。

第 14 条 舎生は本学における寄宿舍の重要性を自覚して常に学生の模範であるように努めねばならない。

第 15 条 舎生は常に他の迷惑をおもんばかり責任を重んじ奉仕勤労することを惜まずよい共同生活者であるように心がけねばならない。

第 16 条 舎生は常に寮並びに自室を清潔に保ちその整備に努め施設並びに器具の保存に責任を負わねばならない。

第 17 条 舎生は常にその行動を明らかにし特に外泊又は帰省しようとするときはあらかじめ寮長の許可を受け寮長は寮母に報告するものとする。

第 18 条 舎生は外来者を宿泊させることはできない。ただし、やむをえない事情のある場合には、寮長及び寮母の許可を得て宿泊させることができる。

第 19 条 舎生は起床・就寝等について規則正しい生活を送らねばならない。

第 20 条 舎生は礼拝について定められた時間を守らなければならない。

第 21 条 舎生は毎年 1 回副機構長(学生部長)の指定する期間に保健館において健康診断を受けねばならない。

5 諸経費

第 22 条 舎費は別にこれを定めるものとする。

2 舎費の変更は副機構長(学生部長)が各寮長の意見を徴した上大学評議会の承認を経るものとする。

第 23 条 光熱費水道料雑費等は各寮ごとに毎月実費計算によって分担するものとする。

第 24 条 舎費光熱費及び水道料は定められた期日までに学院財務課に納入するものとする。

第 25 条 舎生には食事を提供するものとし、食費は別に定めるところによって食堂委員に支払うものとする。

第 26 条 舎生には風呂場を提供するものとし、その使用料金と徴収方法は別に定めるものとする。

6 規程の改廃

第 27 条 舎則の変更は副機構長(学生部長)と各寮長の合意の上大学評議会の承認を経るものとする。

7 附則

- 1 本舎則は、昭和 45 年 2 月 13 日から改正施行する。
- 2 本舎則は、昭和 57 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 本舎則は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 本舎則は、2011 年 12 月 2 日から改正施行する。
- 5 本舎則は、2013 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 本舎則は、2014 年 4 月 1 日から改正施行する。